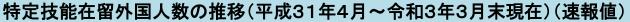
製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会 (第六回) (書面開催)

配布資料一覧

令和3年5月26日(水)

配付資料:

資料 1	特定技能外国人材の受入れ状況等について (出入国在留管理庁提供資料)
資料 2	製造分野特定技能 1 号評価試験(国内実施)の実施について
資料3	製造分野特定技能1号評価試験(国内試験)の実施状況 について
資料 4	特定技能外国人材制度(製造3分野)の将来的な運営の あり方について
資料5	特定技能外国人材制度及び受入れ事例の紹介動画の公開 について
資料 6	製造業における特定技能外国人材受入れ事例
資料7	外国人の方の預貯金口座・送金利用について (金融庁提供資料)
資料8	国際交流基金「日本語基礎テスト」の国内実施について (外務省提供資料)



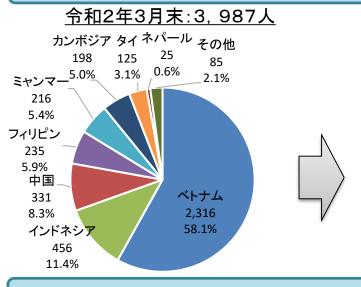
資料1

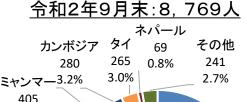


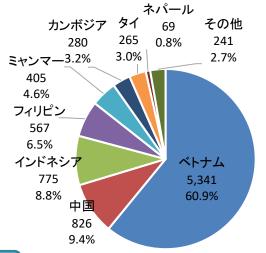
特定技能制度運用状況②



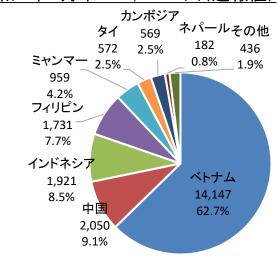
国籍・地域別特定技能在留外国人数の推移







令和3年3月末:22,567人(速報値)



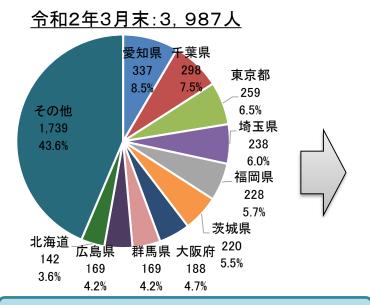
国籍•地域別特定技能在留外国人增加数



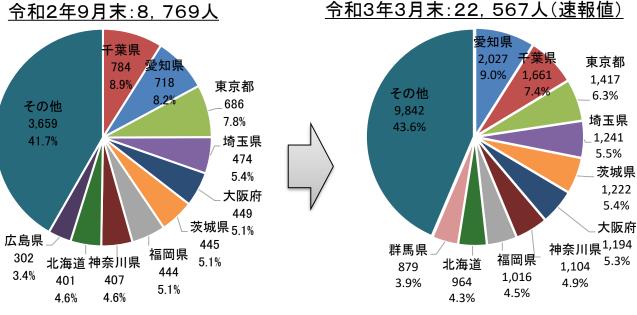


5.4%

都道府県別特定技能在留外国人数の推移



令和2年9月末:8,769人

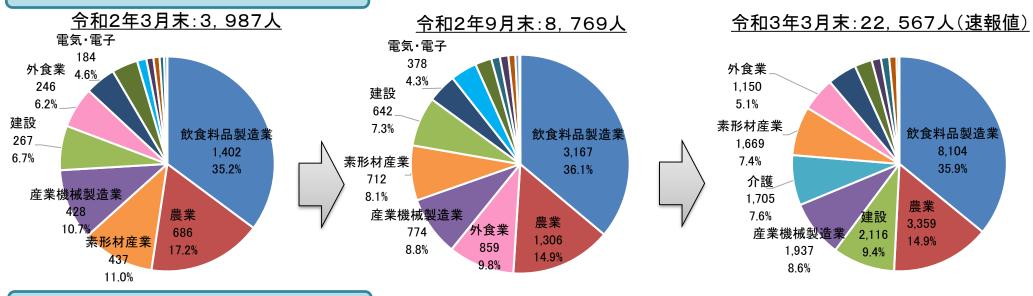


都道府県別特定技能在留外国人増加数





分野別特定技能在留外国人数の推移



分野別特定技能在留外国人増加数



技能試験等の実施状況について(令和3年3月末現在)(速報値)

技能試験(14分野)	受験者数(注1)	合格者数(注1)
国内	43,369人	25,895人
海外(8カ国)	19,915人	14,373人
合計	63,284人	40,268人

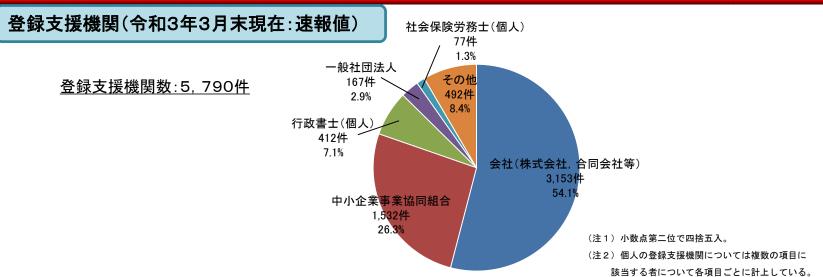
日本語試験(日本語基礎テスト)	受験者数(注1)	合格者数(注1)
国内	2,529人	1,460人
海外(7カ国)	23,024人	8,952人
合計	25, 553人	10,412人

技能試験	実施国	受験者数(注1)	合格者数 (注1)	令和2年9月末比增加数(増加率)	令和2年3月末比增加数(増加率)
介護 (注2)	国内・海外7カ国 (フィリピン・カンポジア・インドネシア・) ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ)	20, 533人	13, 521人	7,610人(128.7%)	11,139人(467.6%)
ビルクリーニング	国内・海外2カ国 (フィリピン・ミャンマー)	1, 206人	864人	265人(44.2%)	369人 (74.5%)
素形材産業 産業機械製造業 電気・電子情報関連産業	国内・海外 1 カ国 (インドネシア)	134人	22人	18人(450.0%)	18人(450.0%)
建設 (注3)	国内・海外2カ国 (フィリピン・ベトナム)	188人	124人	64人(106.7%)	124人 (一)
造船・舶用工業 (注3)	国内・海外1カ国 (フィリピン)	26人	19人	9人 (90.0%)	12人(171.4%)
自動車整備	国内・海外1カ国 (フィリピン)	239人	130人	105人(420.0%)	105人(420.0%)
航空(注3)	国内・海外2カ国 (フィリピン・モンゴル)	554人	301人	56人 (22.9%)	107人(55.2%)
宿泊	国内・海外 1 カ国 (ミャンマー)	4, 989人	2, 460人	768人(45.4%)	1,320人(115.8%)
農業 (注3)	国内・海外6カ国 「フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ミャンマー・タイ・ネパール	5, 788人	5, 061人	4,072人(411.7%)	4, 763人(1598. 3%)
漁業(注3)	国内・海外 1 カ国 (インドネシア)	126人	55人	47人(587.5%)	47人 (587.5%)
飲食料品製造業	国内・海外2カ国 (フィリピン・インドネシア)	10, 528人	7, 361人	4,594人(166.0%)	5,537人(303.6%)
外食業	国内・海外6カ国 「フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ミャンマー・タイ・ネパール	18, 973人	10, 350人	4,851人 (88.2%)	5, 227人(102. 0%)

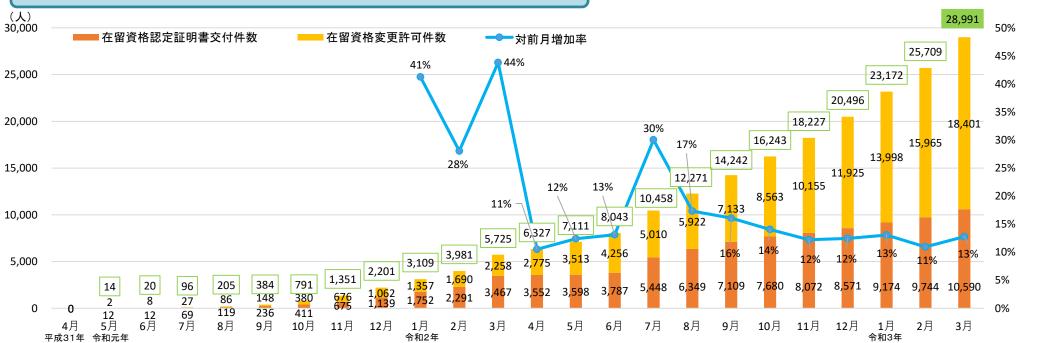
日本語試験	実施国	受験者数(注1)	合格者数(注1)	令和2年9月末比増加数(増加率)	令和2年3月末比増加数(増加率)
日本語基礎テスト(JFT Basic)	国内・海外7カ国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ ミャンマー・モンゴル・タイ・ネパール		10, 412人	6,753人(184.6%)	9,034人 (655.6%)

特定技能制度運用状況⑥





特定技能外国人の許可状況等について(令和3年3月末現在:速報値)





製造分野特定技能 1 号評価試験(国内実施)の実施について

1号特定技能外国人の製造3分野における技能水準を確認する「製造分野特定技能1号評価試験」を国内にて実施いたします。

1. 概要

経済産業省の所管分野では、①素形材産業分野、②産業機械製造業分野、③電気・電子情報 関連産業分野の製造3分野において、「1号特定技能外国人」の受入れが進んでいます。1号特 定技能外国人は、「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」を有していることが求められて おり、当該技能水準を確認する「製造分野特定技能1号評価試験」を以下の日程で実施いたしま す。

なお、海外試験に関しては、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、 実施時期を判断します。実施時期が確定しましたら、ポータルサイトにて公表いたします。

2. 開催日程

(1)溶接区分を除く18業務区分

	鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、
試験区分	めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電
	子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成
	形、塗装、工業包装
試験場所	東京都、愛知県、大阪府、福岡県
試験日	2021 年7月~8月
試験時間	学科 60 分、実技 60 分
定員	各試験区分について、各受験会場 20名
試験の実施方式	CBT 試験(学科、実技)
言語	日本語
申込	ポータルサイト(https://www.sswm.go.jp/exam_f/)において、6 月上旬
中心	に公開予定

(2)溶接区分

試験区分	溶接
試験場所	神奈川県、愛知県、広島県、福岡県
試験日	2021 年8~9月
試験時間	学科 60 分、実技 60~90 分
定員	各受験会場 20名
試験の実施方式	ペーパー試験(学科)、製作等作業(実技)
言語	日本語
申込	ポータルサイト(https://www.sswm.go.jp/exam_f/)において、6 月下旬に公開予定

- 溶接を除く18業務区分の試験を、令和3年3月10日~12日に東京・愛知・大阪の国内3会場にて実施。 18業務区分合計で、165名が受験し、19名が合格。
- 溶接区分の試験を、令和3年1月15日に福岡、令和3年1月21日に広島にて実施。 16名が受験し、5名が合格。
- 試験に関する情報は、ポータルサイト(https://www.sswm.go.jp/exam_f/)にて公開中。

<国内試験の実施概要>

		ルタ /	
試験区分	溶接除〈18業務区分	溶接	
試験日	令和3年3月10日~12日	令和3年1月15日(福岡県) 令和3年1月21日(広島県)	
試験場所	東京:TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 愛知:TKPガーデンシティ PREMIUM名古屋ルーセントタワー 大阪:TKPガーデンシティ東梅田	福岡:九州地区溶接技術検定 委員会 広島:中国地区溶接技術検定 委員会	
実施方式	学科試験及び実技試験 (判断等試験)	学科試験及び実技試験 (製作等作業試験)	
受験者数	165名	16名	
合格者数	19名	5名	
試験言語	日本語		
受験料	2,000円		
合格証明書 発行手数料	当面の間(2021年度内)の発行申請分は徴収せず		

<試験の模様>

右上:

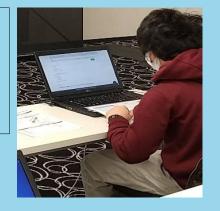
CBT試験の模様

右下:

実技試験(溶接)の模様

左下:

会場の感染症対策の模様







特定技能外国人材制度(製造3分野)の将来的な運営のあり方について

- 特定技能外国人材制度は、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材の確保が困難な産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れを可能とする制度。すなわち、<u>深刻な人手不足が生じている企業のための制度</u>であり、<u>建設分野</u>においては、建設技能人材機構が、受入れ企業から徴収する負担金や、同機構の会員の業界団体等から徴収する会費等によって、<u>受益者である受入れ企業の負担を伴って制度を運営</u>している。
- この点、<u>製造3分野</u>においては、制度創設からこれまでの間、<u>制度の円滑な立ち上げを目指して、まずは受益者である受入れ企業の負担がない形で運営をしてきた</u>。一方で、本制度開始から2年が経過した現在、製造3分野における特定技能外国人材の<u>受入れ人数は順調に増加</u>しており、令和3年3月末時点で計4,600人の受入れがなされ、協議・連絡会の構成員は1,146者となっている。
- こうした状況を踏まえれば、目下、受け入れを行う中小企業・小規模事業者1社あたりの負担を小さく抑えることを可能にする環境が徐々に構築されてきたと考えられることから、受益者である受入れ企業の負担を伴い制度運営を行う形へ移行していくことを検討する。
- ただし、引き続き、受入れ企業にとっての利便性を保持しつつ円滑に運営手法を移行していくべく、
 - ① 受入れ企業の負担は、可能な限り低廉な水準に設定する
 - ② 移行段階においては、国費を一部充当する

といった観点に留意しながら、検討・移行を進めていくこととする。



特定技能外国人材制度及び受入れ事例の紹介動画の公開について

製造業における特定技能外国人材制度及び受入れ事例を紹介する動画を、5 言語(日本語、 英語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語)で作成し、ポータルサイトに公開しました。

1. 概要

経済産業省では、在留資格「特定技能」の取得を検討されている海外及び国内の外国人材の皆様に、製造3分野(素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業)における特定技能外国人材制度の概要及び特定技能外国人材の受入れ事例を知ってもらうべく、5言語(日本語、英語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語)で紹介動画を作成し、ポータルサイト上に公開いたしました。

また、「外国人材向け製造業特定技能外国人材相談窓口」では、本動画に関する質問を 5 言語にて受け付けておりますので、あわせてご活用下さい。

2. 公開場所(URL)

- *ポータルサイト「特定技能外国人材制度(製造3分野)」に移動します。
 - (1)日本語版

https://sswm.go.jp/seminar_f/

(2)英語版

https://sswm.go.jp/en/seminar_f/

(3)インドネシア語版

https://sswm.go.jp/in/seminar_f/

(4)タイ語版

https://sswm.go.jp/th/seminar_f/

(5)ミャンマー語版

https://sswm.go.jp/mm/seminar_f/



製造業における 特定技能外国人材受入れ事例



素形材産業分野

1.	愛知製鋼株式会社 (素形材産業、電気・電子情報関連産業/中部地方/インドネシア・中国/技能実習修了者/利用有)	P.3
2.	美濃工業株式会社 (素形材産業/中部地方/タイ・フィリピン/技能実習修了者/利用有)	P.4
3.	明和工業株式会社 (素形材産業/中部地方/インドネシア/技能実習修了者/利用有)	P.5
4.	株式会社真岡製作所 (素形材産業/関東地方/ベトナム/技能実習修了者/利用無)	P.6
産	業機械製造業分野	
	業機械製造業分野大澤工業株式会社 (産業機械製造業/中部地方/ベトナム/技能実習修了者/利用無)	P.7
5.	大澤工業株式会社	P.7 P.8
5. 6.	大澤工業株式会社 (産業機械製造業/中部地方/ベトナム/技能実習修了者/利用無) 協和機工株式会社	

電気・電子情報関連産業分野

9.	株式会社アイデン (電気・電子情報関連産業/中部地方/ベトナム/技能実習修了者/利用無)	P.11
10.	アスタック株式会社 (電気・電子情報関連産業/中国地方/ベトナム/技能実習修了者/利用有)	P.12
11.	鳥取電子株式会社 (電気・電子情報関連産業/中国地方/ミャンマー/技能実習修了者/利用無)	P.13
12.	株式会社府中テンパール(電気・電子情報関連産業/中国地方/ベトナム/技能実習修了者/利用無)	P.14

愛知製鋼株式会社

【所在地】中部地方 【従業員数】約2,470人 【分野】素形材産業・電気・電子情報関連産業

外国人の受入状況:2021年3月現在

- 特定技能1号のインドネシア人2名(素形材産業)、中国人1名(電気・電子情報関連産業)の計3名を受入れ中。
- その他の外国籍社員が8名、技能実習生が約50名(国籍はベトナム、タイ、インドネシア、中国、フィリピン等)。

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 海外での生産拠点ができており、海外での事業展開をより円滑にするために、技能実習や特定技能を受け入れている。
- 会社の状況や日本の文化等を学んでもらい、将来は海外拠点の幹部になってもらうことを期待している。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 自社の技能実習2号修了者の移行による採用である。
- そもそも技能実習は、基本的には自社の海外拠点で働いていた人材 のうち優秀な者から希望を聞いて受け入れている。そのうえで、修 了時点でさらに希望を聞いて、特定技能に移行させた。今後もこの ような移行は続いていくと思われる。





作業風景

日本語教室



地元のお祭り参加



会社主催イベント

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 社内での日本語指導・学習支援は、主に人事部で担当しているが、 時々現場の鍛造管理者・指導者も交えるようにしている。当初はテ キストベースだったが、現在は会話ベースの実践的な内容へシフト し、プライベートと現場の双方のシチュエーションで使える表現を 中心に教えている。
- 社外では、当社のOBが日本語ボランティアとして活動している東海市国際交流協会主催の日本語教室を利用したり、お祭りにも参加したりしている。お祭りでは、母国の名産品についてのプレゼンテーション等も行っている。
- 社内(鍛造工場)でも、毎年1回お祭りがある。技能実習生・特定 技能に加え、工場の日本人従業員とその家族等も参加する。自国の スポーツを子どもたちに教えたり、自国の歌を披露したりする等、 交流が生まれている。

▶ 特定技能外国人 本人の声

特定技能 Nさんの話

技能実習で3年間勉強し、特定技能になりました。上司や現場の 同僚が困りごとや意見をきちんと聞いて、助けてくれます。 必要とされる人になるよう仕事を頑張りたいです。

特定技能 Hさんの話

3年間の実習期間で日本語、日本文化を学びました。 特定技能として愛知製鋼に来れて嬉しく思っています。 今後も情熱をもって仕事に、日本語の勉強に頑張っていきます。

美濃工業株式会社

外国人の受入状況:2021年3月現在

- 特定技能1号のタイ人47名、フィリピン人1名を受入れ中。
- その他の外国籍社員が14名(国籍はタイ、中国、ベトナム等)、技能実習生が100名(国籍はタイ)。

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 業務拡大の中で人手を必要としているが、なかなか日本人の技能工が採用できず、特定技能の人材を充てていきたいと考えている。
- 特定技能の終了後に自社の海外拠点で働いてくれることにも期待している。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 特定技能外国人は、自社での技能実習2号修了者を採用した(在留 資格切替と一度帰国した方の再来日)。
- また、外国籍の正社員として、①日本の大学留学経験者を採用すると共に、②日本人と結婚した元技能実習生等を採用し、特定技能外国人と一緒に働いてもらうことにより、外国人同士の良好な関係性が構築できるように工夫している。



鋳造工程(メイン業 務)



加工検査工程(付随作業)

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 日本語能力の高い特定技能外国人が作業要領書をタイ語へ翻訳する と共に、業務上のマニュアルもタイ語で整備している。
- 技能実習生と特定技能外国人をはじめ、外国人をラインに混在させることにより、外国人材同士で技能伝承ができるようになっている。
- 日本に不慣れな技能実習生が体調不良になったときには、特定技能 外国人が親身になって付き添い等をしてくれている。
- 社内外の行事にも、分け隔てなく積極的な参加を促し、社内運動会 や社員旅行、地域のお祭り等で交流を図っている。







運動会(ミノリンピック)、地域の夏祭りへの

- Aさん 日本人は皆優しく、会社のイベントも多く、仕事もプライベートも充実しています。
- Bさん 日本に来るまではとても不安でしたが、先輩や上司が丁寧 に教えてくれたので、今では頼りにされていてうれしいです。

外国人の受入状況:2021年3月現在

- 特定技能1号のインドネシア人、3名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が1名、技能実習生が24名(国籍はインドネシア)。

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 日本人社員の採用が難しい状況の中、自社で技能実習を修了し、関係性が築けている人材の中から、特定技能外国人として受入れを開始した。
- また、日本での就労を通じて、日本語能力と技術をさらに身につけ、 将来的には、インドネシア帰国後の就職に生かしてほしいと考えている。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 特定技能外国人は、自社で技能実習2号を修了し、一度帰国した者に再来日してもらうケースに限って受け入れている。同時期に実習期間終了となる実習生の中から、本人と受入れ現場の双方の意向を確認して、是非、特定技能1号として残ってほしい人材にのみ声を掛けるためである(帰国前に声を掛けることはしない)。
- 特定技能1号として採用を決めた人材は、すでに一定程度以上の日本語能力を有しているが、採用決定から再来日までに、現地において日本語学習の機会を設けている。
- 自社グループ内の登録支援機関の提携先が インドネシアにあり、申請書類などの書類 作成がスムーズに行える。



特定技能1号として 入国時の様子

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- ムスリムの方が多いため、礼拝場所の設置(社内2ヵ所)、ラマ ダーンや聖誕祭等特別な行事への配慮、忘年会等食事会時の食品の 注意等を行っている。
- ヒジャブ(ムスリム女性が頭や体を覆う布)について、作業中に挟まれる事故を防ぐため、本人に説明して、理解を得た上で長さの規定を設けている。グローバルな事業展開、雇用を行う場合、宗教に理解を示すことは、不可欠だと考えている。
- 豊田市国際交流協会と連携し、日本語教室への参加(N2まで取得した事例がある)、各国のナショナルデー等のイベントへの参加を通じた楽器の演奏、舞踊の公演等を行っている。また、自社社員・実習生も含めた、地域のインドネシア人グループが立ち上げた団体のイベント参加・情報交換も行っている。



豊田市国際交流協会でのイベント



ラマダーン明けのお祈り

- 技能実習時に比べて、責任ある仕事を任せられるようになりました。 給与も上がり、當与ももらっています。
- 転職はできますが、慣れている職場と地域で、仕事と生活ができる 安心感から、明和工業でずっと働きたいと考えています。

外国人の受入状況:2021年3月現在

- 特定技能1号のベトナム人、16名を受入れ中
- その他、技術・人文知識・国際業務が8名、技能実習生が38名、特定活動が7名(国籍はすべてベトナム)

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 日本人社員の採用が難しく、派遣も長続きしない状況で技能実習生が無くてはならない存在となっている。しかし技能実習の期間ではやっと生活・仕事にも慣れてきた中で帰国を迎え、また新しい実習生に一から教育することになるので、現場に負担がかかった。
- 特定技能外国人は、社内で教育した技能実習生の技能を生かし、さらに戦力として活躍してほしいという目的で受け入れている。
- 多くの技能実習生も、特定技能へ移行して長く働きたいと望んでいる。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 基本的には自社で技能実習を修了した実習生を特定技能として採用 している。
- 技能実習生が特定技能に移行を希望する場合、本人の就業態度や生活状況・日本人とのコミュニケーション等を評価し、会社幹部による評価会で合格した者を特定技能として移行している。
- 特定技能への資格変更手続きは、すべて社内にて行い、登録支援機 関は利用していない。









新築した外国人寮 寮生主催の実習生歓迎会

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 日本語レベル向上のため、経験豊富なOB社員が講師となり月2回 社内で勉強会を行っている。また、学習のモチベーション向上のた めJLPT日本語能力試験にチャレンジさせ、合格レベルに応じ賞与 にプラスして支給している。
- 安全面では自社で運営している『安全体感技塾』での体感教育をは じめ、KY(危険予知)教育や会社独自で行っている安全知識の習 熟度テストもベトナム語に翻訳して実施、全社で安全活動に取り組 んでいる。また、安全作業手順書の翻訳も自分たちで行い、後輩実 習生の指導に役立てている。
- 2019年に最先端の鋳造工場を新設し工場環境も一新され、そこで働く外国人にきれいで居心地の良い寮も新築した。その結果、特定技能に移行してもほとんどが寮での生活を希望、また、率先して寮長となり寮生の生活指導や会社とのパイプ役となってくれている。





社内のKY(危険予知)教育 安全体感技塾での体感教育

▶ 特定技能外国人 本人の声

実習生から特定技能になって給料が上がりました。仕事も今までより難しい仕事をさせてもらえるようになり、とてもやりがいがあります。今の目標は、もっとお金を貯めることと、日本語能力試験の2級合格です。

外国人の受入状況: 2021年3月現在

- 特定技能1号のベトナム人、4名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が4名(国籍はベトナム、ミャンマー)、技能実習生が1名 (国籍はベトナム)、特定活動が1名(国籍はベトナム)

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 技能実習期間の3年を経ると、日本語能力も伸び、溶接や機械加工等の技術も日本人社員に匹敵するにもかかわらず、本国に帰国しなければならない状況があった。現場としては非常に残念かつ惜しいと感じていた。
- 本人の意向、受入れ現場の意向を双方確認した上で、即戦力として、 また社内での活躍を期待できる人材であるとして受け入れることを 決めた。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 特定技能外国人は、自社での技能実習2号修了者、および帰国した 他社での技能実習2号修了者等を採用している。
- 技能実習生受入れ時には、日本語の修得、日本での生活マナーの指導や、業務面でイチからの教育等、さまざまな手間暇がかかる。
- だが、特定技能1号は、基本的に技能実習2号修了者を受け入れる ことを考えており、日本語能力を含む、日本での生活力及び技能が すでに備わっているため、生活面・業務面でイチからの教育は必要 なく、入社後すぐに即戦力として活躍してもらっている。





部品溶接工程 プレート溶接工程

機械加工工程

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 必要な支援・フォローは行うが、「外国人だから」という理由で 特別なことは何もしていない。日本人社員と同じように話をし、 処遇し、社内行事等で交流することが重要だと考えている。
- 自社内で技能実習から特定技能1号へと移行した事例が生まれた ことで、技能実習生たちにとっても今後の展望が開け、モチベー ションが高まり、実習に向かう姿勢が積極的になった。
- 特定技能1号外国人の1名を主任に任命した。外国人就労者のリーダーとして活躍してもらっている。
- 登録支援機関を使わず、全て自社支援とすることで、技能実習時に は発生していた監理費等がなくなり、その分本人の給与の増額が可 能になった。毎年の給与見直し時の昇給や、賞与も支給している。
- 自動車やバイク免許取得の希望があった際には、免許取得の支援や、 自動車等の購入・保険の手続きなどの支援も行っている。



社内懇親会 (バーベキュー)



様々な在留資格で就労する 外国人スタッフ

- 慣れ親しんだ職場で継続して仕事をしたいと思った。他社での就労は考えなかった。日本人従業員も皆優しく仲良くしてくれる。 (D さん)
- 仕事にも慣れ、日本にも慣れて楽しく暮らせているし、大澤 工業には外国人スタッフも多く、働きやすい環境。(Nさん)

外国人の受入状況:2021年2月現在

- 特定技能1号のベトナム人、5名を受入れ中。
- その他、技能実習生が22名、技術・人文・国際業務の外国人が4名いる(国籍は全員ベトナム)。

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 中国・韓国とのコスト競争の中、製作面でのコスト削減が限界になり、海外での製作を視野に入れることになった。当初は中国・韓国を検討していたが、様々な情勢を考慮して、ベトナムに目を向けた。将来的なベトナムでの製作も視野に入れて、まずはベトナム人の技能実習生を受けれることにした。
- また、溶接に関しては、求人への応募がなかなかなく、人手不足が 生じており、技能実習生も、修了後の継続的な就労を希望したため、 特定技能に移行することにした。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 2006年に技能実習生の受入を開始し、継続的に受け入れている。現在在籍している特定技能外国人は、全員技能実習修了生である。
- 今後も、同社、または協力会社での技能実習を修了したベトナム人 を中心に、特定技能外国人を積極的に受け入れたい。



日本語教育



機械加工作業



溶接作業

▶特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 特定技能外国人は、自ら住居を確保することになっているが、難航 したため、技能実習生なども入居しているアパートに住んでもらう ことにした。
- ベトナム人の受入当初は、現地の習慣で、大声で飲み会やカラオケをすることがあり、近隣住民が警察に通報したこともあったが、現在は、ベトナム人の生活全般の世話役を置き、地元ともコミュニケーションを取りながら、良好な関係を保っている。
- 年1回、同社及び協力会社の従業員と家族が集まるイベントを開催している。ベトナム人もフォー(麺料理)をふるまい、好評である。
- 仕事に関しては、できるだけ本人たちに任せることで、モチベーション向上を図っている。溶接の場合は非破壊検査をするが、日本人よりも成績が良いと本人たちも喜んでおり、技術の向上も可視化されるため、やりがいを感じられるようだ。



家族会でのもちつき



フォー(麺料理)のふるまい

- Aさん 先輩や上司が丁寧に教えてくれて、今ではとても頼りにされるようになりました。休日に上司と出掛けるくらい打ち解けています。
- Bさん 最初は不安でいっぱいでしたが、なんでも相談できる生活 指導員がいるので、日本での生活も充実しています。

【所在地】九州地方 【従業員数】1020人 【分野】産業機械製造業

外国人の受入状況:2021年3月現在

- 特定技能1号のベトナム人、15名を受入れ中(国籍はベトナム)
- その他、永住者が2名、技術・人文知識・国際業務が5名、技能実習生が72名(国籍は中国・ベトナム・イギリス・台湾)

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 自社で技能実習を修了し、会社として是非残ってほしい人材であり、 本人も引き続き日本での勤務を希望したため、特定技能外国人とし て受入れを開始した。
- 技能実習受入れ当初は、日本企業が海外進出をしていくなか、その流れに乗り遅れないよう、海外展開の足掛かりを作ることも企図していた。しかし、現在では半導体製造装置は日本での生産をするべき仕事であると判断している。その為にも特定技能は無くてはならない制度だと思っている。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 特定技能外国人は、自社での技能実習2号修了者を14名採用した。 また、技能実習3号修了者も1名採用している。
- 登録支援機関は、外国人技能実習制度の監理団体と同一法人であり、 担当者はベトナム人である。ベトナム語への翻訳、悩みの相談相手、 住居近くの地域のお祭りなどに連れて行くなど、さまざまな役割を 果たしてもらっている。また、技能実習生として採用する際のweb 面談のフォローなど、細やかなコミュニケーションも取れている。
- 特定技能1号が創設されたことを受け、今後は技能実習2号修了者の次のステップとして、技能実習3号ではなく、特定技能1号に変更していきたいと考えている。





▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 通勤や近隣の移動手段として、技能実習生時代から全員に原付バイクを支給している。来日1カ月後に原付バイクの運転免許を受験するため、社内にて翻訳し送付したテキストや参考資料で、来日前から勉強している。これは来日後の日本語学習にも繋がっている。
- 家賃は特定技能外国人・技能実習生とも全額会社負担としている。
- 日本語学習は、現場でのOJTを基本としている。それ以外はプライベートな時間まで強制したくないためテキストを配布する程度とし、自主性に任せているが、日本語能力試験(N3/N2等)に合格した際は、受験料支給+お祝い金などのインセンティブを与えている。





- 実習生として3年間に会社の皆さんにサポートしてもらい育てて頂いて、大変感謝しています。みんなのおかげで仕事は楽しいです。 今、特定技能というビザになっていますが、これからも全力を尽くして仕事を頑張りたいと思います。
- 仕事にも慣れ、日本にも慣れて楽しく暮らせているし、たくさんの 仕事経験や、日本語などを色々教えて頂き、全員にバイクを支給し ています。いい会社だと思います。

三正工業株式会社

外国人の受入状況:2021年5月現在

- 特定技能1号のベトナム人、5名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が3名(国籍はベトナム、ネパール)、技能実習生が37名* (国籍はベトナム)。

*内1名は、2021年6月中に特定技能1号へ資格変更予定。

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 日本人で仕事に意欲のある若者がなかなか集まらず、長年人材獲得 に苦戦していたこともあり、2004年からベトナム人の技能実習生 の受入れを始めた。
- 全従業員96名のうち、40名が技能実習生であり、ベトナム人の技能実習生は真面目で責任感が強い。今では日本人従業員も外国人と共に働くことが当たり前の環境となっている。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 特定技能1号は、技能実習3号修了者から移行するという方針を基本としている。技能実習2号から3号を経て、特定技能1号へと移行することで、在留期間が最大10年となり、大きい戦力となる。
- 少しでも長く日本で働きたい技能実習生が多い。技能実習2号修了者の約80%は技能実習3号への移行を希望している。3号へは、本人の意向があれば、大きな問題がない限り全員変更している。
- 技能実習3号から特定技能1号への移行は、会社でセレクションを実施し、日本語レベルがN3以上で、かつ、指示を理解できコミュニケーションが問題なく図れるか等を評価し、面談を実施して決定している。
- 登録支援機関は、外国人技能実習制度の監理団体を兼ねている。求められる必須支援事項は登録支援機関に委託しているが、長年にわたって多数の技能実習生を受け入れているため、外国人への生活面のケアや、仕事の教え方などに関しては自社内でノウハウがあり、会社と監理団体のダブルケア体制としている。

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 特定技能外国人のほか技能実習生に対しても、日本人と同等の待遇を徹底している。また、外国人側が会社に気を遣って我慢してしまうことがないよう、ベトナム人社員の係長を通じて、生の声をキャッチし、風通しのよい職場づくりを心掛けている。
- 特定技能1号には、主任・係長といったさらなるキャリアアップの 道も開いている。職務遂行において問題ない日本語レベルで、かつ、 職務技能も相当と認められる人材は昇格させたいと考えている。
- 特定技能外国人·技能実習生のあらゆる作業に関わる資料について、 ベトナム語を併記している。また、技能実習生への職務指導は、日本語水準を考慮しながら、日本人社員が日本語で指導している。
- 外国人本人から日本語能力試験の勉強の希望があれば、昼休みに日本人社員がマンツーマンで教えており、日本語能力試験合格者には手当てを毎月支給している。







▶ 特定技能外国人 本人の声

• 日本での暮らしにも慣れ、仕事もかなり覚えたので、引き続きここで働き続けられたらと希望していたので、この制度ができてよかったです。自分ももっと成長したいし、家族を引続き支えることもできて嬉しく思っています。

株式会社アイデン

【所在地】中部地方 【従業員数】133人 【分野】電気・電子情報関連産業

外国人の受入状況:2020年11月現在

- 特定技能1号のベトナム人、2名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が6名、技能実習生が12名、特定活動が3人(国籍は全員ベトナム)

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 人手不足の解消と海外進出を目的に、ベトナム人の技能実習生を受 入れはじめ、毎年4名ずつ受入れている。
- 2017年にベトナム工場を設立。帰国した当社の技能実習修了者を 継続的に雇用し、技術を活かすことができた。また、ベトナム工場 で働く人も、幹部候補生として日本で受入れていきたい。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 技能実習修了者の2名を特定技能に移行させた。県内で最も早く特定技能1号を受け入れた。
- 技能実習から特定技能への移行については、十分余裕をもった手続きができるよう、帰国の7カ月ほど前に本人に特定技能への意向を確認している。
- また、希望者は全員特定技能に移行することとしている。
- 技能実習生の受入れ時に、「技能実習が修了し帰国した後も、当社のベトナム工場で働きたいという気持ちがあるか」を確認しており、長く当社に勤めてくれる人を、採用・育成したいと考えている。また、仕事に慣れている技能実習修了者からの採用のため、特定技能に移行した後の転職リスクも低いと考えている。
- 業務は危険な作業はなく、静かでエアコンが効いた室内で、部品付けや配線をする作業である。技能実習生・特定技能外国人とも真面目に働いてくれ、非常に手先が器用である。
- 登録支援機関は利用せず、自社で支援を行っている。また、出入国在留管理庁への書類の作成も社内で行っている。



写真:作業風景

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 現時点ではリーダー的な役割にはついていないが、処遇は日本人と同じにしているため、将来的にはリーダーとして働いてほしいと考えている。
- 特定技能外国人は、日本人と同じ賃金テーブルで処遇しており、制御盤組立の作業能力の計測結果に基づいて評価している。評価基準には日本語能力は含めず、技術に基づき公平に評価し、技能・業績に応じて昇給も行っている。
- 寮ではなく、アパートに住んでいる。ごみ出しや自転車の乗り方な ど、地域社会のルールなどを指導したほか、近所の人に会った際に は、必ず挨拶をするよう指導している。
- 日本語の習得については強制していないが、特定技能外国人自身で、 地域の日本語学校を探して通学したり、インターネットで勉強して おり、日本語検定のN2を取得している。また、欲しい教材がある 場合は会社で購入する旨は伝えている。

- Aさん:前よりもっと色々な事が勉強できるので 日本に残って良かったです。また、日本にいる 間に 日本の色々なきれいな場所へ行きたいと 思っています。
- Bさん:実習生、特定技能での3年間半に会社の 皆さんが手伝って下さってとても感謝していま す。仕事は今までより難しい仕事をさせてもら える様になり勉強になっています。日本語を もっと勉強してN1を取りたいです。



写真:特定技能1号者

アスタック株式会社

【所在地】中国地方 【従業員数】70人 【分野】電気・電子情報関連産業

外国人の受入状況:2020年11月現在

- 特定技能1号のベトナム人、2名を受入れ中。
- その他、技能実習生が6名いる(国籍は中国)。

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 2020年11月から、特定技能1号のベトナム人2名を受け入れている。
- 受入のきっかけは、技能実習生受入のサポートを依頼している監理 団体からの紹介であり、他県の同業他社での技能実習修了後、新型 コロナウイルス感染症拡大の影響で帰国が難しくなった人を採用す ることにした。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 同社では、2005年頃から中国人の技能実習生を継続的に受け入れている(当時から資本を一部出資し、技術提携している中国企業があることが理由)。
- 現在は同業他社での技能実習修了生を受け入れているが、今後は同 社で技能実習を修了する人や、帰国済みの技能実習修了生の中で、 同社での就労を希望する人を特定技能で受け入れていきたい。
- また、同業他社での技能実習修了生で日本での就労継続を希望する 人についても、即戦力として採用していきたい。
- 外国人の方々も、慣れ親しんだ仕事内容や職場環境で、継続して仕事をするほうが、ストレスもなく、能力を発揮できるであろうと考えている。



写真:作業風景

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 特定技能外国人は同社での技能実習修了生ではないため、採用時の 処遇は高校新卒の社員と同等とし、入社後は社内資格の取得も進め、 日本人と同じ基準で能力の評価を行い、それに見合った昇給や賞与 の支給を実施していく予定。
- 特定技能外国人、技能実習生とも地域の日本語教室に通っており、 社外の人とも積極的に交流してもらっている。
- 特定技能外国人、技能実習生とも全員女性であり、総務担当の女性 社員や現地語を話せる登録支援機関(技能実習生の監理団体と同一 の機関)の女性担当者が生活上の相談に対応している。また、安全 に暮らせるよう、個室の社宅での共同生活を行い、以前からいる技 能実習生が新しく来た特定技能外国人に生活面でいろいろ教えてく れており、非常に仲良くしている。
- 登録支援機関とも連携し、働く外国人が抱えている困りごとをいち 早くキャッチし、解決していくことで、風通しのよい職場環境が維持できるように心がけている。

▶ 特定技能外国人 本人の声

•vさん

作業環境が良く仕事が楽しいです。仕事で分からないことがあれば日本人が優しく教えてくれます。日本の生活にも慣れ日本が好きになりました。

Mさん

入社前は不安でしたが今は仕事にも慣れ、社宅での生活では中国の技能実習生の皆さんが色々と教えてくれたり手伝ってくれるため感謝しています。 12

鳥取電子株式会社

【所在地】中国地方 【従業員数】50人 【分野】電気・電子情報関連産業

外国人の受入状況:2020年11月現在

- 特定技能1号のミャンマー人、5名を受入れ中
- その他、技能実習生が12名(うち特定活動が3名)(国籍は全員ミャンマー)

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 20年以上前から中国人技能実習を受け入れていたが、ミャンマー人の知人が送出し機関を行っており、2013年頃からミャンマーの技能実習生を受け入れている。
- 受入れ当初は、批判的な意見も多かったが、今後、電気業界も人手 不足になるという問題意識があり受け入れることにした。いざ技能 実習生に来てもらうと、とても作業が早く優秀だった。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 特定技能外国人は、5名のミャンマー人を採用している。自社での 技能実習2号修了時に資格変更を行った3名と、2年ほど前に技能実 習2号を修了し、帰国した人を特定技能の制度ができたことにあわ せ呼び寄せた2名がいる。
- 特定技能はスキルの高い業務を行っており、日本語も伝わるので、 日本人と同じ感覚で指導している。また、技能実習生を指導する リーダーとして育成している。
- 技能実習から特定技能への選抜は、日本語能力や技術を評価している。「特定技能なら給与や評価に差がつく」と技能実習生の目標に なっている。
- 顔が見える関係ができているので、他社に転職することはあまり心配していない。また、他業種への転職という面でも、製造業は就業日や就業時間が規則的で働きやすいようである。
- 特定技能試験合格者の採用にも取り組んでおり、近隣のプラスチック関連企業から特定技能に資格変更したいミャンマー人を紹介され、休日に「電子機器組立て」試験対策を休日に3回ほど実施し、受験日当日も付き添った。

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 登録支援機関を別会社で設立しているが、長年の外国人受入れのノウハウがあるため、自社の特定技能外国人に関する支援はすべて社内で行っている。入管庁の手続きは、行政書士に委託している。
- 採用する際に、「働くうえで、お金だけでなく是非日本語を覚えてほしい」と伝えている。また、日本語習得に意欲のある人は、週1回地域の日本語教室に通っているが、休日の自由時間を割いてまで強制はせず、個人に任せている。習得のスピードは、性格によるものなどもあり、まちまちである。
- 作業マニュアルは、ミャンマー語にして写真を多く取り入れて渡している。

写真:交流会の様子



写真:作業風景

- 時給が上がってうれしかった。
- 日本で働ける期間が増えてよかった。
- みんながやさしくしてくれる。
- 同じミャンマーの仲間がいるから寂しいけど頑張れる。
- 日本語の勉強ができる。

株式会社府中テンパール

【所在地】中国地方 【従業員数】162人 【分野】電気・電子情報関連産業

外国人の受入状況:2021年3月現在

- 特定技能1号のベトナム人、2名を受入れ中(2名申請中)。
- 技能実習生が20名(国籍はベトナム)。

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 国籍問わず、また在留資格を問わず人材が財産だと考えており、 個々の成長を願い、技能実習生の受入れを継続してきた。
- 単純業務でもなく、極めて高い技術やスキルがなければできない業務でもないような、中間技能の業務を担える人材が不足。技能実習を当社で3年間経験し、関係性も築けている技能実習生を特定技能1号として再度受け入れたいという思いを持っていた。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 自社で技能実習2号修了者を採用(一度帰国した後に再来日)。技能実習修了者の中から特に即戦力として期待したい人材について、特定技能1号への在留資格変更を行った。
- また、技能実習受入れ時点で、必ず社長が現地で面接を実施。受入れを決めた実習生には、働くことを通して社会に貢献する喜びや、これまで育ててくれた親への感謝を実感してもらうため、ベトナム現地の孤児院に行くことにしている。
- 特定技能1号として受け入れるにあたっては、本人の保護者にも会いに行き、お子さんがこれからさらに最長5年間、日本で働くことについての意思確認と同意の場を持つようにしている。
- 登録支援機関は利用していない。20年弱の技能実習生の受入れ経験から、外国人受入れに係るノウハウが相当蓄積しているためである。

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 地域の清掃活動や、お祭りへの参加、社内イベントの企画・運営等、 企業内外の活動にも積極的に関わってもらっている。特に、少子高 齢化により地域のお祭りが存続危機になっていたが、町内会から相 談を受け、9年前から実習生たちが参加し、盛り上げている。
- ・日本語能力向上のため、毎年7月と12月に実施される日本語能力試験を受験する技能実習生、特定技能外国人を対象に、試験の3ヵ月前から、N2・N3にクラス分けをして、週2~3回の日本語勉強会を開催している(周辺の他社に在籍する技能実習生等も参加)。
- 日本人職員と同様、給与の支払い時には、明細と一緒に、社長から 労いの気持ちを書いたメッセージを日本語、母国語で添えて、お礼 を伝えている。







社内での日本語勉強会



メッセージ付の給与明 細

- 日本に来たころは苦労ばかりでしたが、仕事をして自分が強くなり、 家族を助けていることに気づくことができました。仕事に慣れてき た今、次の目標は、より速く良い製品を作れるようになることです。
- 日本人の考え方やマナー、サービス等も学んでベトナムに持ち帰りたいです。日本に来て、自分が思っていた能力以上のことができるようになって成長できたと感じます。 14



外国人の方の預貯金口座・送金利用について

- 外国人材の受入れに関わる皆様に知っていただきたいこと -

令和3年3月 金融庁

目次

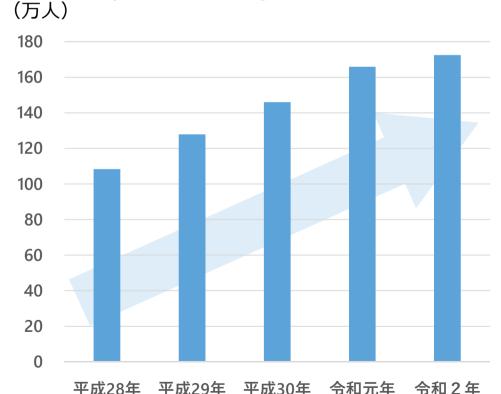
1. 外国人材受入れに関する政府としての取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P.2
2. 外国人材受入れに関する金融庁としての取組・・・・・・	• P.3
3. 受入れ企業の皆様へのお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P.4
3-1. 口座開設時 ••••••	• P.6
3-2. 日常生活 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P.8
3-3. 帰国時 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• P.10
3-4. 犯罪防止 ••••••	• P.11

1. 外国人材受入れに関する政府としての取組

- ■平成30年12月、政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策※」を策定。
 - ※ 日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指す方向を示すもの。(令和2年度改訂では、191の施策が盛り込まれた。)
- ■平成31年4月から特定技能外国人の受入れを開始。

<u>在留外国人:約288万人</u>(令和2年6月末時点) <u>就労外国人:約172万人</u>(令和2年10月末時点)

外国人労働者数推移(各年10月末現在の統計)



(資料) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」より金融庁作成

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策 (令和2年度改訂)の概要

令和2年度改訂では、新型コロナウイルス感染症への対応を 適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、 受入れ環境を更に充実させる観点を盛り込んでいる。

(施策項目)

- 1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等
- 2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組 (特定技能外国人のマッチング支援策 等)

金融庁関連項目

- 3 生活者としての外国人に対する支援 (外国人の口座開設円滑化のための環境整備等)
- 4 新たな在留管理体制の構築 (在留資格手続の円滑化・迅速化 等)

2. 外国人材受入れに関する金融庁としての取組

金融機関に対する要請

多言語対応の充実や、在留カードによる本人確認手続きの明確化を求めると共に、銀行口座開設におけるマネロン・ テロ資金供与対策に留意するよう要請。

パンフレットの作成・配布

外国人材の受入れ関係者(企業等)向けパンフレットや、外国人向けパンフレット(14か国語)を作成し、銀 行口座や海外送金利用時の留意点を明記。

周知活動の実施

外国人の方の口座開設等の金融サービスの利便性向上が一層図られるよう、金融機関や外国人材受入れ企業等に 対する周知活動を実施。

各種パンフレット

長期在留予定の 外国人向け (14か国語※)



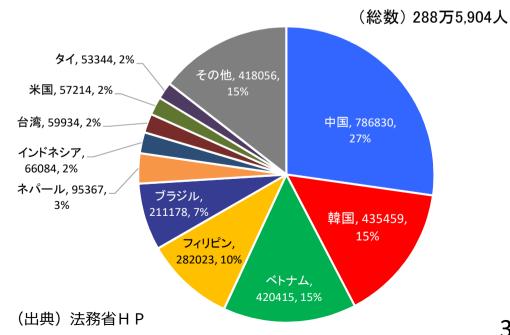
※14か国語の内訳は以下の通り。

- ・日本語(やさしい日本語を含む) ・英語 ・中国語 ・韓国語
- ・ポルトガル語 ・タイ語 ・フィリピノ語 ・インドネシア語
- ・スペイン語 ・ネパール語 ・ミャンマー語 ・モンゴル語
- ・ベトナム語 ・クメール語(カンボジア語)

外国人材の 受入れ企業向け



国籍・地域別 在留外国人数(令和2年6月末)



3. 受入れ企業の皆様へのお願い

■ 受入れ企業の皆様には、外国人の方の利便性向上に向けて、 金融機関とも御協力いただき、以下の取組をお願いいたします(詳細は次頁以降)。

3-1. 口座開設時

- 円滑な口座開設のための支援
- 口座開設に必要なものの案内 等

3-2. 日常生活

- 給与口座の設定、公共料金の自動引落等の案内
- 母国への送金に係る金融サービスの案内
- 金融機関における各種手続き(住所変更等)の案内 等

3-3. 帰国時

- 口座解約の働きかけ 等

·----

Hello

こんにちは

3-4. 犯罪防止

- 金融に関係する犯罪についての注意喚起



受入れ企業の皆様へのお願いの根拠(法律)

受入れ企業の皆様は、

特定技能1号の資格で受け入れた外国人の方(以下、「1号特定技能外国人」)のために、以下を実施することが求められています。

- ▶ 職業生活上、日常生活上又は社会生活上に係る支援計画(以下、「1号特定技能外国人支援計画」)の作成
- ▶ 当該計画に基づく支援の実施

(根拠条文:出入国管理及び難民認定法 第2条の5第6項及び第19条の22第1項)

なお、1号特定技能外国人支援計画には、

銀行等の口座開設に係る支援について記載しなければなりません。

(根拠条文:特定技能基準省令第3条第1項第1号ハ)

いつ・誰が・どのように支援するかを様式に記入するものです。

【根拠条文(抜粋)】

出入国管理及び難民認定法

第2条の5

6 別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための<u>職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援</u>(次項及び第4章第1節第2款において「1号特定技能外国人支援」という。)の実施に関する計画(第8項、第7条第1項第2号及び同款において「1号特定技能外国人支援計画」という。)を作成しなければならない。

第19条の22 特定技能所属機関は、適合1号特定技能外国人支援計画に基づき、1号特定技能外国人支援を行わなければならない。

特定技能基準省令

第3条 法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ー 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容
- ハ 当該外国人が締結する賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人となることその他の当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか、銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること。

3-1. 口座開設時(円滑な口座開設のための支援)

入国したばかりで日本に不慣れな外国人の方



口座開設において、主に言語や口座開設上必要不可欠な手続きの複雑さが課題となっている場合があります。

したがって、受入れ企業の皆様におかれましては、外国人の方の置かれている状況に応じて

- 口座開設手続きへの同伴
- 口座開設手続きのサポート

を行っていただきますようお願いします。

- 金融機関との会話のサポート(通訳等)
- 勤務の証明 等







3-1. 口座開設時(金融機関の確認事項・口座開設に必要なもの)

- 金融機関は、自らが取り扱う商品・サービスが、マネロンやテロ資金供与に利用されないように、 国際社会の要請や関係法令の趣旨に従う必要があります。
- その対応として、口座開設時及び開設後も必要に応じて、以下のような事項を確認しています。 (確認が取れない場合、口座が開設できなかったり、開設後の口座が使用できなくなることがありますので、 金融機関から確認を求められた場合は、ご協力いただく必要があることを外国人の方にご説明ください。)



金融機関が確認する事項の例(口座開設者が個人の場合)

- ▶ 氏名
- ▶ 住所
- ▶ 生年月日
- ▶ (日本国籍を持っていない場合のみ)在留資格·在留期間(満了日)

- ▶国籍
- ▶職業
- ▶ 取引目的
- ▶ 経済制裁対象国等との取引・資産の有無

等

したがって、金融機関での口座開設にあたっては、以下のものが必要になります。 予め準備するよう、外国人の方へお知らせください。

なお、必要となる証明書等は、金融機関によって異なる場合があります。

本人確認書類

氏名、住所(日本の住所)、生年月日が記載された写真付きの本人確認書類が(場合によっては複数)必要となります。

(例) 在留カード※ パスポート

※在留資格・在留期間を確認する観点から、 在留カードの提示が必 須となっている金融機 関もあります。



■印鑑・サイン

口座開設の申込書に押印いただく必要が ある場合があります(サインによる代替 が可能な金融機関もあります)。

印鑑を利用する場合、 作成方法についても ご説明ください。



■社員証等

社員証等の**勤務実態が確認できる書類**を お持ちください。

外国人の方が<u>上記書類を所持していない</u> 場合は、**手続きの場に同伴し、勤務の証 明をお願いします**。

(金融機関が、勤務先 へ電話等により勤務 実態の確認をする場 合があります。)



3-2. 日常生活(給与口座、公共料金の自動引落等の設定、母国への送金)

■ 給与口座の設定

多くの受入れ企業

⇒ 給与支払いは口座振込

外国人の方の<u>利便性や給与支払いの透明性を確保</u>する ため**速やかに口座振込の手続きを行ってください。**

自動引落の案内

以下については、口座からの自動引落が便利であることを伝えてください。

- ✓ 電気、ガス、水道などの各種公共料金
- ✓ 電話、インターネットなどの通信料金

必要に応じて、書類記入やインターネット申込みなどの 手続きのサポートを行っていただくようお願いします。

外国人の方に、<u>母国へ送金したいといったニーズ</u>がある場合は、 銀行や資金移動業者による送金サービスについて、ご案内をお願いします。

なお、送金の目的や原資などをお伺いし、 銀行や資金移動業者の判断で送金サービスの受付をお断りすることがあります。

■銀行

ほとんどの国・地域へ送金可能



■ 資金移動業者※

一部の国・地域に送金可能

(海外送金に対応しているかどうかは、各資金移動業者にお問い合わせください。)

※ 資金移動業者とは

銀行等以外の者で、為替取引を業として営む者を指します。

令和3年6月までに改正法施行予定 (改正点:高額送金を取扱可能な新しい類型(認可制)を創設 等)

資金移動業を営むには、「資金決済に関する法律」に基づき、事前に金融庁の登録を受けなければなりません。

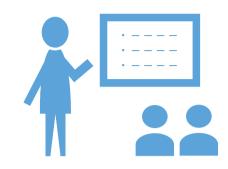
登録を受けずに送金を行う業者は「違法」ですので、絶対に利用しないように伝えてください。

登録業者の一覧は金融庁のHPに掲載していますのでご確認ください。

金融庁HP(資金移動業者一覧) https://www.fsa.go.jp/menkyoj/shikin_idou.pdf

3-2. 日常生活(金融機関における住所変更等の手続き)

外国人の方が以下のようなケースに該当する場合は、 金融機関での手続きが必要であることを伝えてください。

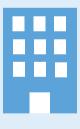


また、外国人の方の置かれている状況に応じて、

受入れ企業の皆様におかれても、金融機関に御連絡いただく等の対応をお願いします。

- 住所や在留資格、在留期間が変わったとき
- 退職をしたとき
- 通帳やキャッシュカードをなくしたとき
- 外国人の方と連絡が取れなくなったとき 等





3-3. 帰国時(口座解約等)

外国人の方が在留期間が終わるなどの理由で帰国することとなったとき

⇒ 犯罪行為であるとの認識が薄いまま、**小遣い稼ぎ等を目的として口座を売却する事例が多発**しています。

売却された口座は、振り込め詐欺等の犯罪収益の受渡しに使用されることがあります。そういった行為に関わると、**法令による処罰や、国外退去処分・入国禁止**となる場合があります。

したがって、外国人の方・受入れ企業の皆様におかれては、 以下に留意のうえ、御対応をお願いします。

<外国人の方>

帰国することとなったときは、

■ 原則:金融機関の窓口に行き、 **□座を解約**する必要があります。

例外的な事情(**再入国の予定があり、引き続き口座利用が見込まれる場合**など)がある場合は、**金融機関と相談**する必要があります。

<受入れ企業の皆様>

左記の場合、状況に応じて外国人の方に対し、

- 口座解約の働きかけ(金融犯罪に係る注意喚起を含む)
- 金融機関と相談するよう助言
- 金融機関への連絡、口座解約手続きへの同席

などをお願いいたします。



3-4. 犯罪防止(金融に関係する犯罪についての注意喚起)

以下の行為は「犯罪」です。

受け入れた外国人の方が絶対に関わらないよう、注意喚起してください。



地下銀行・ヤミ金融

地下銀行:免許を持たずに銀行業を行うことや登録を受けずに資金移動業を行うこと

ヤミ金融 : 登録を受けずに貸金業を行うこと



マネー・ローンダリング

マネー・ローンダリング:犯罪による収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、

捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為のこと



口座の売買・譲渡

口座を他人に使わせること(通帳やキャッシュカードを売却・譲渡・貸与することも含む)



偽造クレジットカードや偽造キャッシュカードの使用

【注意】口座売買等に関する情報は、金融庁・財務局または警察までご連絡ください。

金融庁・財務局の職員や銀行員等がキャッシュカードのカード番号や暗証番号を聞くことは絶対にありません。外国人の方が騙されないように注意喚起をお願いします。

金融庁・財務局の窓口

資金移動業者一覧

金融庁(受付時間:平日午前10時~午後5時)

金融サービス利用者相談室 0570-016811 (IP電話からは 03-5251-6811)

「外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について」はこちら (金融庁HP) https://www.fsa.go.jp/news/30/20190411/20190411.html

■ 財務局(受付時間:平日 午前9時~午後4時)

北海道財務局 011-709-2311

東北財務局 022-263-1111

関東財務局 048-600-1111

北陸財務局 076-292-7860

東海財務局 052-951-1772

近畿財務局 06-6949-6390

中国財務局 082-221-9221

四国財務局 087-811-7780

九州財務局 096-353-6351

福岡財務支局 092-411-7297

沖縄総合事務局 098-866-0031

【80社 2021年1月31日現在】

株式会社キュリカ

トラベレックスジャパン株式会社 株式会社N&P JAPAN JALペイメント・ポート株式会社 メトロレミッタンスジャパン株式会社 株式会社ウニードス ホワイトカード株式会社

ジャパンマネーエクスプレス株式会社 Credorax Japan株式会社 株式会社エムティーアイ

LINE Pav株式会社 SBIレミット株式会社 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 楽天Edv株式会社

Queen Bee Capital株式会社 株式会社海外送金ドットコム PayPay株式会社

ウエスタンユニオンジャパン株式会社 Speed Money Transfer Japan株式会社 アギナルド・ジャパン株式会社

株式会社NTTドコモ トランスファーワイズ・ジャパン株式会社 ASIA PAY株式会社

株式会社クレディセゾン BDOレミットジャパン株式会社 ウェルスナビ株式会社

NTTスマートトレード株式会社 GMOイプシロン株式会社 株式会社SBI証券 ブラステル株式会社 株式会社デジタルワレット

SBペイメントサービス株式会社 ペイオニア・ジャパン株式会社

株式会社シースクェア WorldRemit Ltd

株式会社I-REMIT JAPAN FSR Holdings株式会社

日本ゲームカード株式会社 ワールドファミリー株式会社

松井証券株式会社 株式会社Y&W

株式会社マネーパートナーズ 株式会社pring

株式会社デジテル 株式会社アジアンネット

株式会社ジャパンレミットファイナンス auペイメント株式会社

CITY EXPRESS MONEY TRANSFER JAPAN 株式会社C&B 株式会社

トランスリミッタンス株式会社

Unimoni株式会社

株式会社Cashwell Asset Management

PavPal Pte. Ltd. Solomon Capital Japan株式会社

ウェルネット株式会社 株式会社KABAYAN INTERNATIONAL

株式会社ヒューマントラスト 株式会社メルペイ

株式会社フォレックスジャパン 株式会社セブン・ペイメントサービス

株式会社イーコンテクスト CURFEX JAPAN株式会社

REVOLUT TECHNOLOGIES JAPAN株式会社 株式会社アプラス

株式会社RESPECT PAYMENT SERVICE

NIUM Japan株式会社

株式会社イェーヘイ・ジャパン 株式会社OTEL INTERNATIONAL

株式会社アンナフィユ

株式会社JPY

Kipp Financial Technologies株式会社

Mビリング株式会社

株式会社FinShot

SGC設立準備株式会社

株式会社Kvash

ビットキャッシュ株式会社

株式会社スマートバンク

株式会社セブン・グローバルレミット

株式会社電算システム

株式会社ディコミュニケーションズ

JFT 国際交流基金 日本語基礎テスト

日本国内実施のご案内

2021年3月より日本国内で、国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)を開始します。

テスト概要

JFT-Basicは、主として就労のために来日する外国人が遭遇する生活場面でのコミュニケーションに必要な日本語能力を測定し、「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力」があるかどうかを判定することを目的としています。

2019年4月からの試験開始以降、海外7か国(モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ミャンマー、ネパール)において、14,900名が受験し、5,543名が基準点に到達しています。(2020年12月時点)

JFT-Basicの特徴

- 1 2019年4月に新設された在留資格「特定技能1号」の申請に使えます。
- 2 テスト会場でコンピューターを使用して出題、解答します。 テスト結果は受験後すぐにわかります。
- 3 テストは年6回実施。受験機会が多くあります。

詳しくは 🌗 🕨 🕨 🕨

JFT-Basic

Q



国内実施概要

主催

国際交流基金(JF)

テスト開催日程

|初回は2021年3月1日(月)~19日(金)。年6回の実施を予定。

会場 / 受験料

47都道府県120都市程度の会場で実施。 7.000円(消費税相当額を含む)



受験資格

▶日本在留資格をもつ、日本語を母語としない外国人(その他、国籍別の要件あり)。

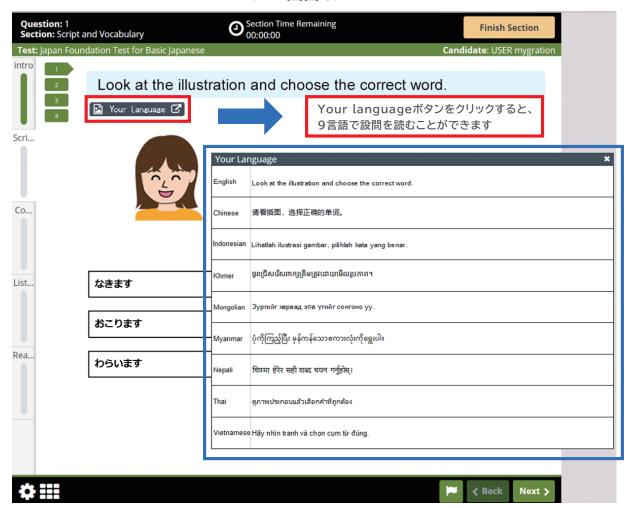
申込方法

プロメトリック社の予約ウェブサイトからのオンライン申込み。

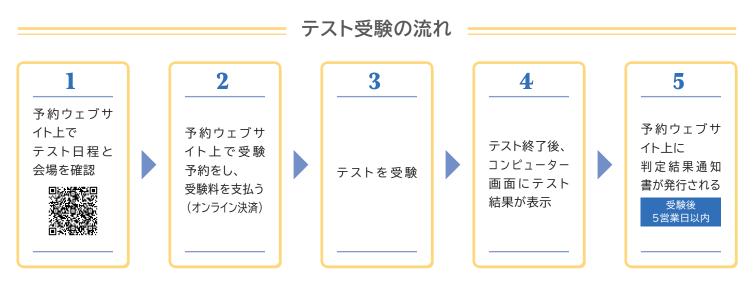
予約ウェブサイト http://ac.prometric-jp.com/testlist/jfe/index.html 3月テストの受験予約開始は2021年2月1日(月)を予定。



コンピューターを使用して出題、解答するCBT方式です。受験者は、ブースで、コンピューターの画面に表示される問題やヘッドフォンに流れる音声をもとに、画面上で解答します。「文字と語彙」「会話と表現」「聴解」「読解」の4セクションで構成され、受験時間は60分間です。



CBT画面イメージ



※試験会場における新型コロナ感染予防対策については、詳しくは予約ウェブサイトをご確認ください。